

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 29 年 12 月 25 日・東京都規則第 316 号

1 概要

(1) 改正理由

本条例施行前に指定した地域冷暖房区域の指定又は取消しに係る暫定基準の適用期間を、事業者が一定の対応を終えることができると認められる日まで延長し、供給する熱のエネルギー効率の暫定基準の値について、蒸気が含まれていない場合の熱のエネルギー効率の値及び蒸気が含まれている場合の熱のエネルギー効率の値をそれぞれ 0.05 引き上げる。

(2) 改正内容

規則附則第 2 項の規定による暫定基準の適用期間の末日について、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改め、同項の表中の規定する供給する熱のエネルギー効率の暫定基準の値について、蒸気が含まれていない場合の熱のエネルギー効率の値「0.80」を「0.85」に、蒸気が含まれている場合の熱のエネルギー効率の値「0.65」を「0.70」に改める。

2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日

3 問合せ先

環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課

03-5388-3488